

来年1月5日(月)から市役所・区役所などが変わります

市役所・区役所などの窓口・電話受付時間を変更

受付時間変更することで、業務改善や企画立案、事務ミスの防止などの取り組みに充てる時間を確保し、市民サービスの向上につなげます。

変更前 8:30～17:30 (12月26日金まで)

変更後 9:00～17:00 (来年1月5日月から)

対象施設 市役所、区役所、市民センター・連絡所、市税事務所・出張所、保健福祉センター、保健所、土木事務所、環境事業所、公園緑地事務所など

*図書館、市美術館、公民館、コミュニティセンター、スポーツ施設、病院などは対象外です。

受付時間の変更について、詳しくは【右記】コードから。

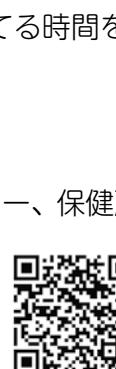
窓口・電話以外の対応方法を拡充しています。

- コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できます。

- パソコン・スマートフォンから、オンラインで証明書取得や各種申請の手続きができます。

- ホームページのAIチャットボットで質問に答えます。

問 業務改革推進課 ☎245-5029 FAX245-5692



市役所に行かなくてもできる手続きがあるんだね！

編集担当Z

市民の負担を軽減する新サービス「書かない窓口」を導入

区役所の一部の手続きにおいて、窓口でマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を提示し、署名するだけで、手続きが完了する「書かない窓口」を導入します。

対象施設 区役所市民総合窓口課、市民センター

対象手続 転入、転出、転居、世帯変更、住民異動に伴う手続き（マイナンバーカード、児童手当、子ども医療費助成、国民健康保険、国民年金など）

*戸籍の届出や国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療のみの手続き、保健福祉センターで行う手続きは対象外です。

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明などの証明書の交付請求は来年2月から「書かない窓口」の対象手続になる予定です。

「書かない窓口」の導入について、詳しくは【右記】コードから。

問 区政推進課 ☎245-5135 FAX245-5155

申請書を書かなくてよくなると便利になるね！

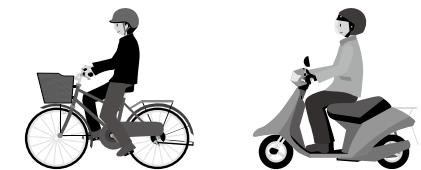


編集担当P

10月31日(金)～11月14日(金)まで

来年度の指定自転車駐車場の定期利用事前受付

指定自転車駐車場（駐輪場）の、来年度分定期利用の申し込みを受け付けます。対象は、自転車と原動機付自転車（50cc以下）と新基準原付です。一部の駐輪場では、自動二輪車（50cc超125cc以下）も対象です。定期利用料金は駐輪場によって異なります。料金など詳しくは、[千葉市 駐輪場](#)



利用期間 来年4月～2027年3月

申込方法 11月14日金消印有効。定期利用事前受付のお知らせ（10月31日金）から、駐輪場管理棟、区役所地域づくり支援課、蘇我・高洲・千城台コミュニティセンターで配布）に添付の申し込み専用はがきを、自転車政策課へ郵送（専用はがき以外は無効）。電子申請も可。

結果発表 当選通知書または落選はがきの発送をもってお知らせします（12月19日金）発送）。当選通知書に納付書を同封しますので、記載された期限までにお支払いください。お支払いがない場合は、当選を取り消します。

注意事項 自転車安全利用講習会に参加し、優先権をお持ちの方は、講習会で配布したはがきを使用してください。

*一次募集の結果、駐輪場に空きがある場合は、二次募集を来年1月8日(木)から、二次募集の結果、駐輪場に空きがある場合は、三次募集を来年2月28日(土)から行います。二次募集は抽選、三次募集は一部を除き先着順です。

駐輪場の一時利用（来年3月までの料金）

管理棟または自動精算機のある駐輪場は、一時利用ができます。

料 金 自転車=100円（回数券11枚1,000円）

原動機付自転車（50cc以下）=150円（回数券11枚1,500円）

*管理棟は1日、自動精算機は24時間単位の料金です。

自動精算機では、回数券を利用できません。

問 市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894

自転車政策課 ☎245-5149 FAX245-5571

自転車駐車場の利用料金が変わります

来年4月から定期利用料金・一時利用料金が変わります。

詳しくは、ホームページまたは、定期利用事前受付のお知らせをご覧ください。

市民料金

利用方法	変更前	変更後
定期利用（1カ月）	400～2,000円	500～2,500円
一時利用（1日）	100円	150円

*市民以外の定期利用料金の算定倍率は1.5倍から2倍に変更になります。原動機付自転車（1.5倍）、高校生以下の方（0.5倍）、利用料金の免除などについては、変更ありません。

注意事項 来年4月から一時利用回数券は廃止になり、回数券の購入・利用ができなくなります。領収書のある回数券については区役所地域づくり支援課または自転車政策課で、払い戻します。